

定 款

(令和4年6月28日改正)

株式会社池田泉州ホールディングス

株式会社池田泉州ホールディングス定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は株式会社池田泉州ホールディングスと称し、英文では Senshu Ikeda Holdings,Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

1. 銀行、その他銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理
2. 前号の業務に付帯関連する一切の事業
3. 前二号に掲げる業務のほか銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を大阪市北区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、産業経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、900,000,000株とする。

② 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	850,050,000株
第1回第七種優先株式	25,000,000株

(自己株式の取得)

第7条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、全部の種類株式について、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株式取扱規定)

第11条 当社の株主権行使の手続その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規定による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び

新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(基準日)

第 13 条 当会社は毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 優先株式

(優先配当金)

第14条 当社は、第50条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第14条の2に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

第1回第七種優先株式 1株につき年30円。ただし、平成28年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき29.51円を支払うものとする。

- ② ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(優先中間配当金)

第14条の2 当社は、第51条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

第1回第七種優先株式 1株につき15円。ただし、平成27年9月30日を基準日とする優先中間配当金については、1株につき14.51円とする。

(残余財産の分配)

第15条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、次に定める額を金銭により支払う。

第1回第七種優先株式 1株につき1,000円

- ② 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(優先株式の議決権)

第 16 条 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(優先株式の金銭を対価とする取得条項)

第 17 条 削除

- ② 当会社は、平成 34 年 7 月 1 日以降の日で、第 1 回第七種優先株式の発行後に取り締役会の決議で定める日（以下「第 1 回第七種取得日」という。）が到来したときは、第 1 回第七種優先株式を有する優先株主または第 1 回第七種優先株式の優先登録株式質権者に対して、法令上可能な範囲で、第 1 回第七種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの 10 連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ金融庁の事前承認を得ている場合に限り、第 1 回第七種取得日を定めることができる。この場合、当会社は、かかる第 1 回第七種優先株式を取得するのと引換えに、本条第 3 項に定める財産を第 1 回第七種優先株主に対して交付するものとする。
- ③ 当会社は、第 1 回第七種優先株式の取得と引換えに、第 1 回第七種優先株式 1 株につき 1,000 円に第 1 回第七種優先株式に係る優先配当金の額を第 1 回第七種取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から第 1 回第七種取得日の前日（同日を含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。）（ただし、第 1 回第七種取得日の属する事業年度において第 1 回第七種優先株式を有する優先株主または第 1 回第七種優先株式の優先登録株式質権者に対して優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。）を加算した額の金銭を支払う。
- ④ 一部取得をするときは、按分比例の方法または抽選により行う。

(優先株式の普通株式を対価とする取得条項)

第 17 条の 2 当会社は、平成 37 年 3 月 31 日（以下「一斉取得日」という。）に第 1 回第七種優先株式の全てを取得する。この場合、当会社は、かかる第 1 回第七種優先株式を取得するのと引換えに、第 1 回第七種優先株式を有する各優先株主に対し、その有する第 1 回第七種優先株式数に第 1 回第七種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を乗じた額を本条第 2 項に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第 1 回第七種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日（終値が

算出されない日を除く。)の毎日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額(平成27年3月23日の終値に0.8を乗じた金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てた価額)とし、その価額が421円を下回る場合は、421円とする。)を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額(ただし、本条第3項による調整を受ける。)とする。

③ 下限取得価額の調整

イ. 第1回第七種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式(以下「下限取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。)。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \text{調整前下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 下限取得価額調整式に使用する時価(下記ハ.に定義する。以下同じ。)
を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本条第3項において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、または当会社の普通株式の交付と引換えに当会社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降これを適用する。

(C) 下限取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ．に定義する。以下本（C）、下記（D）及び（E）並びに下記ハ．（D）において同じ。）をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当会社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．または下記ロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

(E) 取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C)または(D)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E)による調整は行わない。

(F) 株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数(効力発生日における当会社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ. 上記イ.(A)ないし(F)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

ハ.(A) 下限取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、上記30連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本条第3項に準じて調整する。

(B) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

(C) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.(A)ないし(C)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当会社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.及びロ.に基づき「交

付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

- (D) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(A)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額)、上記イ.(B)及び(F)の場合には0円、上記イ.(C)ないし(E)の場合には価額(ただし、(D)の場合は修正価額)とする。

ニ. 上記イ.(C)ないし(E)及び上記ハ.(D)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ.(E)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(C)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ.(A)ないし(C)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(A)ないし(C)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。)を使用する。

(優先株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等)

第18条 当社は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または株式の分割を行わない。

- ② 当社は、優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約

権の割当てを受ける権利を与えない。

- ③ 当社は、優先株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権の無償割当ては行わない。

(優先順位)

第 19 条 削除

(優先配当金の除斥期間)

第 20 条 第 52 条の規定は、優先配当金及び優先中間配当金の支払についてこれを準用する。

第4章 株 主 総 会

(招 集)

第 21 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに招集する。

(招集権者及び議長)

第 22 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 23 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 24 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 25 条 株主が代理人をもって、その議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当社の当該株主総会において議決権を有する株主1名でなければならない。

- ② 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章の2 種類株主総会

(種類株主総会への準用)

第26条 第22条、第23条及び第25条の規定は種類株主総会に準用する。

- ② 第13条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

(種類株主総会の決議方法等)

第27条 種類株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- ③ 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回第七種優先株式を有する優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

第5章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第28条 当会社の取締役は15名以内とする。

(取締役の選任)

第29条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の任期)

第30条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第31条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。代表取締役は、各自当会社を代表する。

② 取締役会は、その決議によって取締役のうちから会長及び社長各1名並びに副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。

(取締役会規定)

第33条 取締役会に関する事項は、法令、本定款及び取締役会において定める取締役会規定による。

(取締役会の招集)

第34条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第35条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、法令に別段の定めがある場合には、これに従うものとする。

② 取締役社長がさしつかえあるときは、取締役会長が、取締役会長がさしつかえあ

るときは、取締役会の定める順序により、他の取締役が、取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議の省略)

第 36 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(社外取締役の責任限定)

第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で規定する額とする。

第 38 条 削除

第6章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第39条 当会社の監査役は6名以内とする。

(監査役の選任)

第40条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第41条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(常勤監査役)

第42条 監査役会はその決議によって、常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第43条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役会規定)

第44条 監査役会に関する事項は、法令、本定款及び監査役会において定める監査役会規定による。

(監査役会の招集)

第45条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

(社外監査役の責任限定)

第46条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で規定する額とする。

第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第47条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第48条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第8章 計 算

(事業年度)

第49条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当の基準日)

第50条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行うものとする。

(中間配当)

第51条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第52条 期末配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から3年を経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

(附則)

- ① 現行定款第 23 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 23 条（電子提供措置等）の新設 は、会社法の一部を改正する 法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する 改正 規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款 第 23 条はなお効力を有する。
- ③ 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。